2023
5

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽふくしま通信

インセンティブ制度のご案内

この制度は「協会けんぽ加入者および事業主の皆さまの健康づくりの５つの取組を健康保険料率に反映させる制度」です。47支部中上位の支部にはインセンティブ（報奨金）が付与され、ご負担いただいている都道府県支部ごとの『健康保険料率』に反映されます。

詳細はこちら

制度のイメージ

〈下位〉　支部ごとのランキング　〈上位〉

財源負担分保険料率（0.01%）

インセンティブ（報奨金）

保険料率引き下げ

※インセンティブ（報奨金）の財源として全国一律に0.01%が加算されます。

成績下位支部は財源負担分として上乗せされた加算料率が保険料率の引き上げにつながり、
成績上位支部には分配されたインセンティブが保険料率の引き下げに寄与します。

令和５年度の健康保険料率（9.53%）には、令和３年度の実績（総合順位：全国第11位）が反映されています。

① 特定健診を毎年受診する　17位

② 特定保健指導を受けて生活習慣を改善する　16位

③ 特定保健指導対象者を減少させる　14位

④ 要精密検査・要治療になったら受診する　15位

⑤ ジェネリック医薬品を使用する　16位

①と②と⑤が特に福島支部ご加入の皆さまに取り組んでいただきたい項目です！

インセンティブによる減算

9.55%（本来の保険料率）　→　0.019%引き下げ　→　9.53%（インセンティブ反映後保険料率）

令和6年度以降、インセンティブ付与の対象が上位23支部から上位15支部に減少し、対象支部には多くのインセンティブが付与されることになります。
次年度以降もインセンティブが付与されるよう、福島支部でも引き続き取り組んでまいりますので、加入者の皆さまにおかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

メールマガジンの登録はお済みですか？

毎月15日頃、
役立つ情報を配信中です

登録はこちら

企画総務グループ　☎024-523-3916

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。

お忙しい方、必見!!

健診当日の「特定保健指導」をご利用ください。

特定保健指導とは

40歳以上の健診を受けた方で、健診結果から、メタボリックシンドロームに着目し、脳卒中・心筋梗塞・糖尿病などを予防するために、保健師や管理栄養士などの専門職が、個人の健康づくりをサポートするものです。

- 費用は無料です
- 指導は約20分で簡単！
- 受けた方の4割が生活習慣を改善

健診当日の特定保健指導の活用をお勧めします！
すぐに結果を知ることができ、生活習慣の改善へ早めにアプローチできます。改めて時間を作る必要がなく負担が少なくすみます。

事業所さまへお願い

健診当日に特定保健指導を受けられる方は、通常よりもお時間をいただきます。
お忙しいことと存じますが、対象となる方の健診日の勤務時間（帰社時間等）にご配慮くださいますようお願いいたします。
従業員の皆さまが健康に働き続けていただくために、特定保健指導をお勧めしてください。

特定保健指導を受けられる健診機関はこちら

保健グループ　☎024-523-3919

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。